

PCBを使用した安定器について

平成19年4月1日

ニッポ電機株式会社



拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

日頃、弊社製品につきまして格別なるご高配を賜り、ありがとうございます。

早速ですが、標記の件につきまして下記のごとくご報告申し上げますので、ご査収の程宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

【記】

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、コンデンサの絶縁油として使用されておりましたが、人体に有害であるためその使用が昭和48年10月「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により禁止されました。それに伴い、以降の製品につきましてはPCB使用品と区別するためロット番号の末尾に“N”をつけました。

その後、昭和52年に大日本塗料株式会社より分社独立し社名をニッポ電機株式会社とした時点で、ロット番号の末尾の“N”的表示を廃止した経緯がございます。

従いまして、以下に合致する安定器は、PCBを使用した安定器ではありません。

1. 銘板（ラベル）に記載されている社名が“大日本塗料株式会社”とあるが、ロット番号の末尾に“N”がある安定器（例. N 2 A 2 N）。
2. 銘板（ラベル）に記載されている社名が“ニッポ電機株式会社”或いは“ニッポ株式会社”の安定器。

上記より、銘板（ラベル）に記載されている社名が“大日本塗料株式会社”で且つロット番号の末尾に“N”がない安定器は、PCB入りコンデンサを使用した安定器としての取扱い、保管及び管理をお願い申し上げます。

以上